

事務連絡

令和元年8月27日

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師 各位

東京都福祉保健局保健政策部国民健康保険課長  
東京都内区市町村国民健康保険主管課長  
東京都内国民健康保険組合事務（局）長  
東京都後期高齢者医療広域連合保険部保険課長

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費支給申請書の受領委任制度導入後の取扱いについて

日頃より、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の円滑な運営に、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任制度につきましては、既にご存知のとおり平成31年1月から導入されました。

これに伴い、東京都内84保険者につきましては、75保険者が平成31年1月から参加し、残りの8保険者及び後期高齢者医療広域連合が平成31年4月から参加したことで、東京都内全ての保険者が受領委任制度の取扱いを開始しております。

従いまして、原則として平成31年4月施術分以降の代理受領による申請は認められませんが、経過措置として代理受領方式での申請も認めておりました。この経過措置は本年9月施術分で終了となります。10月施術分以降からは受領委任方式による申請のみが認められますのでご注意ください。

経過措置期間終了後の代理受領方式での申請及び旧様式の申請書で提出された場合は、全て返戻とさせていただきますので、御理解御協力のほど、よろしくお願いいたします。

受療委任の取扱いの申請（申出）をされていない場合、患者自身が各保険者へ療養費の支給申請をする「償還払い」の取扱いとなります。患者の負担軽減という点を踏まえ、関東信越厚生局へ受領委任制度の届け出を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は都内保険者全体としての統一的な期限をお示したものであり、既に保険者独自で経過措置期間等を設け、周知を行っている場合は、当該保険者の周知が優先となりますことを申し添えます。

※他県国保、協会けんぽ等における取扱い等につきましては、各保険者にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

東京都福祉保健局国民健康保険課後期高齢者医療担当

電話番号：03-5320-1111 内線32-981~2

東京都後期高齢者医療広域連合保険部保険課 療養費担当

電話番号：03-3222-4416・4514